

主な指摘事項【児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>契約書の以下の点について追記を行うこと。今後については修正を行った契約書にて契約を締結すること。すでに契約を締結した利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 指定児童発達支援の提供開始年月日を追記すること。</p> <p>重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 従業者の職種に関する記載が基準上配置すべきものと異なるため、修正すること。</p> <p>職員の人員配置の状況を実態に合わせて修正すること。</p>	1件
運営	契約支給量の報告等	<p>利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること（契約内容報告書の提出）。</p>	1件
運営	児童発達支援計画の 作成等	<p>①障害児について、その希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。については、初回アセスメントに関する記録様式を定めこれを運用すること。</p> <p>②障害児について、児童発達支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握及び評価（以下「モニタリング」という）を定期的に行うこと。については、モニタリングに関する記録様式を定めこれを運用すること。</p> <p>③アセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、記録においては、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。</p> <p>④サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案に対して意見を求め、その記録を保管すること。</p>	1件
運営	運営規程	<p>運営規程の以下の点について追記・修正し、当該追記等に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。</p> <p>「従業者の職種」に関する記載が基準上配置すべきものと異なるため、修正すること。</p> <p>「職員の人員配置の状況」を実態に合わせて修正すること。</p> <p>「身体拘束等の禁止に関する研修」に係る事項を追記すること。</p>	1件
運営	勤務体制の確保等	<p>すべての従業者について、雇用契約書における職種及び兼務の状況が不明確であったため、適切な記載に改めその勤務体制を明確にすること。</p> <p>従業者の資質の向上及び計画的な育成のために、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管すること。</p>	1件
運営	事故発生時の対応	<p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1件
運営	運営基準：身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	<p>すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。</p> <p>研修を実施した際には、すべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。</p>	1件
報酬	個別支援計画未作成減算	<p>初回利用日から1ヶ月を超えても当該計画が策定されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しが行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。</p>	1件